

居宅療養管理指導料について

指定事業者番号	1146509947
事業所名	彩芽薬局
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂2-7-7 セブンビル2階
電話番号	048-822-8806

1. 事業の目的及び運営方針

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

2. 従事者の職種、人数

常勤薬剤師 1 名 非常勤薬剤師 1 名

3. 職務の内容・指定居宅療養管理指導の内容

- 利用者の状態に合わせた調剤上の工夫
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性にかんするモニタリング
- 薬剤の重複投与・相互作用等の回避
- 介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- A D L ・ Q O R 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

4. 営業日及び営業時間

月・火・水・木・金	9 時 15 分 ～ 18 時 15 分
土	9 時 15 分 ～ 13 時 30 分
	時 分 ～ 時 分
日	定休日（緊急時はその限りではありません）
祝日・年末年始	定休日（緊急時はその限りではありません）

5. 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料、その他費用の額

[1割負担の方の場合]

- 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 5 1 8 円／回
- 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 3 7 9 円／回
- それ以外の場合 3 4 2 円／回

月 4 回まで、特別医療を必要とする場合、例外として月 8 回となる場合があります。

- 情報通信機器を用いて行う場合（月 1 回まで） 4 6 円／回

特別な薬剤管理の方は + 1 0 0 円。公費助成などにより負担が変わることがあります。
交通費を要する場合、実費をいただきます。

6. その他運営に関する重要事項

- 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- 居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。
- 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。